

四監査第 132 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 25 日

四国中央市監査委員 安 部 弘

四国中央市監査委員 眞 鍋 幹 雄

# 監査結果報告書

## 1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

## 2 監査の種類

財政援助団体等監査

## 3 監査の対象及び実施日

### (1) 対象団体

宇摩森林組合

### (2) 所管部局

経済部 農林水産課

### (3) 監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査

### (4) 実施日

令和6年12月24日

## 4 監査の範囲

主として令和5年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

## 5 監査の期間

令和6年12月11日から12月24日まで

## 6 監査の着眼点

財政援助団体監査としては、当該団体に交付した活動費補助金に係る出納その他の事務の執行が、補助金等の目的に沿って行われているかを主眼とする。

出資団体監査としては、当該団体について、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているかを主眼とする。

### (1) 所管部局関係

ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

イ 団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

## (2) 対象団体関係

- ア 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- エ 経理・庶務事務は適正に行われているか。

## 7 監査の実施内容

事務局職員は、対象団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

## 8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

### 【意見】

再造林促進事業について、市補助金の交付申請を実績確定後に行っているが、当初の申請は事業着手前に行い、変更があった場合は変更申請を行うようお願いしたい。また、補助事業の期間は、当該事業に係る準備や支払等に要する期間を含んだ期間としていただきたい。

宇摩森林組合は市の出資している団体であり、所管課においては、出資の経緯や経過について適切に保存するとともに、その事業内容についても十分留意し、経営状況等の把握に努めていただきたい。

宇摩森林組合に対しては、出資や補助金交付のほかに、市から多くの伐採や剪定、草刈り等を委託しており、市有林や市施設の環境整備を行っている。森林振興指導事業では、市内の高校生を対象とした体験学習を行うなど、若者の就職先としての林業の魅力発信にも努めている。今後も林業関係への就職者の確保に努めるとともに、市や県とも連携して、持続可能な林業の振興と森林の環境保全に貢献していただきたい。

# 宇摩森林組合

## 団体の概要

### 1 設立

平成 13 年 7 月 2 日

### 2 出資金

176,180,000 円（市の出資額 46,734,000 円、資本金に占める割合約 27%）

### 3 組織（令和 6 年 6 月 30 日現在）

組合員 2,038 人（正組合員 1,963 人、准組合員 75 人）

役員 19 人（代表理事組合長 1 人、常勤理事 1 人、非常勤理事 14 人、  
代表監事 1 人、監事 2 名）

職員 24 人（参事 1 人、一般職員 6 人、現場職員 9 人、常用人 8 人）

### 4 目的（定款に記載された目的）

組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ること。

### 5 事業内容

（1）指導事業

（2）販売事業

（3）森林整備事業

### 6 決算の状況

#### （1）貸借対照表（抜粋）

令和 6 年 6 月 30 日現在

（単位：円）

| 科 目         | 金 額                |
|-------------|--------------------|
| <b>資産の部</b> |                    |
| 流動資産        | 265,526,629        |
| 固定資産        | 136,056,272        |
| 有形固定資産      | 106,065,632        |
| 無形固定資産      | 450,741            |
| 外部出資その他の資産  | 29,539,899         |
| <b>資産合計</b> | <b>401,582,901</b> |

| 科 目             | 金 額                |
|-----------------|--------------------|
| <b>負債の部</b>     |                    |
| 流動負債            | 62,523,271         |
| 固定負債            | 13,760,175         |
| <b>負債合計</b>     | <b>76,283,446</b>  |
| <b>純資産の部</b>    |                    |
| 組合員資本           | 325,299,455        |
| <b>純資産合計</b>    | <b>325,299,455</b> |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>401,582,901</b> |

(2) 損益計算書 (抜粋)

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで (単位:円)

| 科 目             | 金 額                |
|-----------------|--------------------|
| 事業総収益           | 274,103,175        |
| 事業総費用           | 132,823,844        |
| <b>事業総利益</b>    | <b>141,279,331</b> |
| 事業管理費           | 122,965,437        |
| <b>事業利益</b>     | <b>18,313,894</b>  |
| 事業外損益           | 1,558,447          |
| <b>経常利益</b>     | <b>19,872,341</b>  |
| 特別損益            | 81,731             |
| <b>税引前当期利益</b>  | <b>19,954,072</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税額   | 4,883,513          |
| <b>当期剰余金</b>    | <b>15,070,559</b>  |
| 前期繰越剰余金         | 20,667,497         |
| <b>当期末処分剰余金</b> | <b>35,738,056</b>  |

財政援助の概要

1 宇摩森林組合補助金 (森林振興指導事業)

- (1) 目的 地域林業の発展に寄与すること
- (2) 対象経費 宇摩森林組合が市内で行う優良材の生産技術の指導、特用林産物の生産技術の普及及び指導並びに林業の普及及び推進に係る事業に要する経費
- (3) 補助率 10分の10 (予算の範囲内)
- (4) 令和5年度交付額 860,000円
- (5) 補助金の交付根拠 「宇摩森林組合補助金交付要綱」

## 2 森林整備担い手確保育成対策事業費補助金

- (1) 目的 林業従事者の労働安全衛生の充実、技術技能の向上、福利厚生の実施等
- (2) 対象経費 林業退職金共済制度掛金に相当する経費、労働安全に資する装備品の整備に要する経費、林業現場で必要とされる資格等の取得に要する経費等
- (3) 補助率 3分の2以内（予算の範囲内）
- (4) 令和5年度交付額 1,006,546円
- (5) 補助金の交付根拠 「四国中央市森林整備担い手確保育成対策事業費補助金交付要綱」

## 3 再造林事業費補助金

- (1) 目的 主伐後の造林を促進し、市内の森林整備を推進すること
- (2) 対象経費及び補助率
  - ①市長が認定する森林経営計画の対象となる森林で行う事業（申請者自身が所有する森林で行う事業を除く。）
    - 人工造林、下刈り 100分の15以内（予算の範囲内）
    - 鳥獣害防止施設等整備 100分の18以内（予算の範囲内）
  - ②森林経営計画の対象となる森林で行う事業（①の事業を除く。）
    - 人工造林、下刈り、鳥獣害防止施設等整備 100分の5以内（予算の範囲内）
- (3) 令和5年度交付額 3,968,367円
- (4) 補助金交付の根拠 「四国中央市再造林事業費補助金交付要綱」

## 4 流域森林総合整備事業補助金

- (1) 目的 流域を基本的な整備の単位として森林資源の一層の質的高度化を図り、健全な森林造林を推進すること
- (2) 対象経費 宇摩森林組合が愛媛県造林事業補助金交付規程に基づき、市内で実施する森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業又は花粉発生源対策促進事業に要する経費
- (3) 補助率 10分の1以内（予算の範囲内）
- (4) 令和5年度交付額 6,675,934円
- (5) 補助金交付の根拠 「四国中央市流域森林総合整備事業補助金交付要綱」